

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の
一部を改正する政令案についての意見の提出状況

1. 意見提出件数
7件

<内訳>

| | |
|-------|----|
| 民間事業者 | 4件 |
| 業界団体 | 1件 |
| 一般 | 2件 |

2. 意見の数

14件

<内訳>

| | |
|-------------------|----|
| 1. 背景について | 1件 |
| 4. 計算式の一部変更について | 3件 |
| 5. 排出係数の固定化について | 7件 |
| 6. バasketクローズについて | 1件 |
| 別表について | 2件 |

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する主な意見の概要及びそれに対する考え方

1. 背景について

| 意見の概要 | 考え方 | 件数 |
|---|---|----|
| 現在既に実行計画を策定し、毎年度の温室効果ガス総排出量を、施行令で定められた排出係数とは異なる排出係数を用いて算定している地方公共団体では、新たに施行令において定められた排出係数を用いて再度算定しなければならないのか。また、実行計画の改訂等が必要か。 | 既に実行計画を策定している場合は、総排出量について新係数による再算定は任意です。実行計画の改訂についても同様です。 | 1 |

4. 計算式の一部変更について

| 意見の概要 | 考え方 | 件数 |
|--|--|----|
| 単位発熱量の把握が困難な場合、どのように算定すべきか。 | 新施行令において標準的な単位発熱量を定めています。 | 1 |
| 都市ガスの排出量算定にあたっては、改正案における計算式(燃料使用量×単位発熱量×排出係数)において、「単位発熱量については、使用している都市ガスの標準熱量を用いて算定する」とすべき。 | 政府又は地方公共団体において、使用している都市ガスの単位発熱量が把握できる場合は、当該発熱量を用いて算定することが可能です。 | 1 |
| 8行目「排出量の・・・」次の意見表現を挿入要望「・・・比較的安定している・・・」に：「IPCC算定基準による目標年における大気圏複層の多様化に関連要素、排出量の特定化及びEMSマネージメント可能な領域に変更する」 | 原案のとおりとします。 | 1 |

5. 排出係数の固定化について

| 意見の概要 | 考え方 | 件数 |
|--|---|----|
| 電気の使用に伴う排出係数は年度ごとの変化が大きいので、毎年改正すべき。 | 今後、UNFCCC事務局に提出するインベントリの作成にあわせて、毎年係数の検討を行い、その結果係数が変化した場合は施行令の排出係数を改定する予定です。 | 2 |
| 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会でとりまとめられた最新の排出係数を採用すべき。 | 本施行令では、UNFCCC事務局に提出したインベントリで用いた最新の排出係数を採用することとしています。なお、インベントリで用いる排出係数は、今後とも、毎年インベントリの作成の度に検討を加えることとしています。 | 3 |
| 今回の資料では、具体的な排出係数が示されていないが、具体的な数値とその根拠を示して再度意見募集をすべき。 | UNFCCC事務局に提出したインベントリで用いた最新の排出係数を採用することとします。 | 2 |

6 . バスケットクローズについて

| 意見の概要 | 考え方 | 件数 |
|---|-------------------------|----|
| 政府または自治体が採用する「実測その他適切な方法」については、自治体間及び事業者との整合に配慮した適切な方法がマニュアル等で示されるべきであり、その検討の際には、関連する事業者の意見も参考にすべき。 | マニュアルの作成については今後検討いたします。 | 1 |

別表について

| 意見の概要 | 考え方 | 件数 |
|---|--|----|
| 今回メタン及び一酸化二窒素の算定として新たに「家庭用機器の使用に伴う排出」が加えられているが、加えるべきではない。 | 最新のインベントリにおいても追加されている区分であることから原案とおりとします。 | 2 |